＜案＞

（別記様式第１号）

計画作成年度	平成31（2019）年度
計画主体	江別市

江別市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担当部署名　江別市経済部農業振興課
所在地　江別市高砂町６番地
電話番号　011-381-1025
ＦＡＸ番号　011-381-1072
メールアドレス　nogyo@city.ebetsu.lg.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	アライグマ、エゾシカ、キツネ、鳥類
計画期間	平成31（2019）年度～平成33（2021）年度
対象地域	北海道江別市

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状[平成29（2017）年度]

鳥獣の種類	被害の実績[平成29（2017）年度]		
	品　目	被害面積	被害額
アライグマ	スイートコーン	4.561ha	1,840千円
	小計	4.561ha	1,840千円
エゾシカ	カボチャ	1.471ha	146千円
	小麦	0.230ha	34千円
	水稲	5.980ha	113千円
	スイートコーン	1.401ha	1,124千円
	大豆	2.430ha	454千円
	人参	0.200ha	25千円
	白菜	0.360ha	15千円
	馬鈴薯	5.050ha	2,010千円
	ビート	0.100ha	100千円
	レタス	5.000ha	300千円
	小計	22.222ha	4,321千円
キツネ	スイートコーン	0.511ha	487千円
	小計	0.511ha	487千円
鳥類	水稲	0.060ha	100千円
	白菜	0.320ha	19千円
	小計	0.380ha	119千円
合計		27.674ha	6,767千円

（２）被害の傾向

鳥獣の種類	被害の傾向
アライグマ	西野幌地区が最も多く、次いで上江別地区・江別太地区・美原地区・篠津地区などで被害があり、市内の広範囲に出没している。被害作物はスイートコーンに集中している。
エゾシカ	野幌森林公園に隣接している西野幌地区が最も多く次いで、東野幌地区・美原地区・篠津地区・上江別地区などで被害があり、市内の広範囲に出没している。被害作物は、馬鈴薯・スイートコーン・大豆・レタス・カボチャ・水稲などと多品目に渡る。
キツネ	西野幌地区・美原地区などに被害がある。被害作物はスイートコーンに集中している。
鳥類	上江別地区・豊幌地区などで被害がある。被害作物は水稲や白菜など。

（３）被害の軽減目標

指　標	現状値［平成 29（2017）年度］		目標値［平成 33（2021）年度］ 現状値の 30％軽減	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
アライグマ	4.561ｈａ	1,840 千円	3.192ｈａ	1,288 千円
エゾシカ	22.222ｈａ	4,321 千円	15.555ｈａ	3,024 千円
キツネ	0.511ｈａ	487 千円	0.357ｈａ	340 千円
鳥　類	0.380ｈａ	119 千円	0.266ｈａ	83 千円

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課　題
捕獲等に関する取組	【アライグマ】 ・ 各地区の保全会が、国の「多面的機能支払交付金」を活用した捕獲事業を実施。 ・ 保全会の無い地区に対しては、箱わな及び殺処分機の貸出により捕獲活動を支援。	・ 農繁期における捕獲、殺処分後の処分施設への搬入などが農業者にとって負担。 ・ 担い手の不足。
	【エゾシカ】 ・ 鳥獣被害対策実施隊による銃器、くくりわなを用いた捕獲活動の実施。 ・ 狩猟免許（わな猟）取得者に対し、くくりわなの貸出を実施。	・ 市街地に近く平地が多い特性上、銃による捕獲が制限される。 ・ 鳥獣保護区である野幌森林公園のエゾシカ推定生息数が増加している。 ・ 担い手の不足。 ・ わな設置後の巡回負担が大きい。 ・ 捕獲個体の処理負担が大きい。

	【キツネ】 ・ 鳥獣被害対策実施隊による銃器を用いた一斉捕獲の実施。 ・ 鳥獣被害対策実施隊による箱わなを用いた捕獲活動の実施。 ・ 農業者による捕獲活動を箱わなの貸出により支援。	・ わな設置後の巡回負担が大きい。 ・ 担い手の不足。 ・ 銃器を使用できない市街地周辺での捕獲が困難。
	【鳥類】 ・ 鳥獣被害対策実施隊による銃器を用いた一斉捕獲の実施。	・ 銃器を使用できない市街地周辺の捕獲が困難。 ・ 担い手の不足。
防護柵の設置等に関する取組	・ 一部の地区の保全会において、国の「多面的機能支払交付金」を活用し防護柵を設置。	・ 防護柵は広範囲に渡る設置が必要。 ・ 防護柵に隣接する道路等の安全対策。

（５）今後の取組方針

【アライグマ】
- 各地区の保全会による「多面的機能支払交付金」を活用した取り組みを推進するとともに、保全会組織の無い農業者に対しては、箱わな及び殺処分機の貸出を継続することで捕獲活動を推進する。また、農業者ではない市民（貸し農園利用者等）に対しても、箱わなの貸出を行う。
- 外来生物法に基づく防除についての講習会を行い、防除従事者を増やす。
- 被害軽減のため、農業者に侵入防止柵設置等の自己防衛を促す。
- アライグマのすみかとなるような農地や、空き家等の適正管理について、市民に普及啓発を図る。
- 捕獲機材（箱わな）の更新・増設等、効果的な捕獲体制の整備を適時行う。

【エゾシカ】
- 鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲活動を実施する。
- 農地におけるくくりわな捕獲を進めるほか、市街地の出没対策を継続する。
- 狩猟免許（わな猟）等の取得を促し、捕獲従事者を増やす。
- 被害を軽減させるため、農業者に侵入防止柵設置等の自己防衛を促す。
- 捕獲機材（くくりわな）の更新・増設等、効果的な捕獲体制の整備を適時行う。
- 被害情報、出没情報等を整理し、効率的なエゾシカ捕獲を図る。

【キツネ】
- 鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲活動を実施する。
- 被害を軽減させるため、農業者に対し侵入防止柵設置等の自己防衛を促す。
- キツネを誘因する生ごみ等の適正管理について、市民に普及啓発を図る。
- 鳥獣被害対策実施隊による箱わなを用いた捕獲活動を実施する。
- 農業者による捕獲活動を支援するため、箱わなの貸出を継続する。
- 被害情報、出没情報等を整理し、効率的なキツネ捕獲を図る。

【鳥類】
・　鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲活動を実施する。
・　被害を軽減させるため、農業者に対し侵入防止柵設置等の自己防衛を促す。
・　鳥類を誘因する生ごみ等の適正管理について、市民に普及啓発を図る。
・　被害情報、出没情報等を整理し、効率的な鳥類捕獲を図る。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

【全般】
・　鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲活動を実施する。
・　関係機関・団体で構成する江別市鳥獣被害防止対策協議会による情報交換・連携により、効果的な捕獲の検討等を行う。
【アライグマ、エゾシカ】
・　北海道猟友会江別支部、各地区保全会、道央農業協同組合・市等の連携体制。
【キツネ、鳥類】
・　北海道猟友会江別支部、道央農業協同組合・市等の連携体制。

（２）その他捕獲に関する取組

年　度	対象鳥獣	取組内容
平成31（2019）年 ～ 平成33（2021）年	エゾシカ	鳥獣被害対策実施隊員および農業者のわな猟免許取得を促進するとともに、わな猟免許保有者のくくりわなによる捕獲技術の向上を図る。また、捕獲機材（くくりわな等）の更新・増設等、効果的な捕獲体制の整備を適時行う。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
アライグマ	外来生物法の防除対象である特定外来生物であることから、計画数は定めず、可能な限り捕獲する。
エゾシカ、キツネ、鳥類	過去の捕獲実績等を考慮し設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度
アライグマ	可能な限り捕獲		
エゾシカ	50	50	50
キツネ	50	50	50
鳥　類	500	500	500

捕獲等の取組内容
捕獲予定場所は江別市一円とし、原則、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第７条第１項第７号の場所を除く。 捕獲の実施予定時期は１年を通して行うこととし、捕獲手段は銃器及びわな等により実施する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
無し	

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度
エゾシカ	被害状況の把握、先進地域の情報収集を行い、侵入防止柵の効果について調査・研究する。		

（２）その他被害防止に関する取組

年　度	対象鳥獣	取組内容
無し		

５．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役　　割
江別警察署	対象鳥獣出没時における人身事故の防止及び安全確保措置、通常のパトロール時における状況把握等
江別市	対象鳥獣出没時における関係機関への連絡及び協力要請、安全確保対策、通常のパトロール及び情報収集、その他市民への注意喚起の実施等

（２）緊急時の連絡体制

別紙のとおり

６．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称		江別市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称・役割	北海道猟友会江別支部	被害状況の情報提供等、鳥獣被害対策の実施及び協力等
	道央農業協同組合江別営農センター	各組合員からの情報収集および情報提供、鳥獣被害対策の実施等
	江別市	協議会事務局運営、協議会構成団体との連絡調整、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく捕獲許可・申請事務、外来生物法に基づく特定外来生物防除従事者の育成、箱わな・くくりわなの貸出窓口、鳥獣被害対策の実施等

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役　　割
酪農学園大学	鳥獣被害対策にかかる専門的助言、調査の協力等
江別警察署	交通事故対応等
石狩振興局農務課	鳥獣被害防止計画の策定指導、鳥獣被害総合対策事業の指導
石狩振興局環境生活課	鳥獣捕獲対策の窓口（捕獲許可等）
石狩農業改良普及センター	鳥獣被害対策にかかる専門的助言、被害状況の情報収集及び提供等

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

江別市鳥獣被害対策実施隊設置要綱（平成26年３月18日制定）により平成26年４月設置。平成30年９月現在の隊員は北海道猟友会江別支部会員26名（うち農業者３名）、非猟友会江別支部会員の農業者１名、道央農業協同組合職員４名、江別市職員３名の計34名で構成。被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等のほか、各鳥獣被害防止対策を行う。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

隣接市町村等との情報交換を行い、対象鳥獣の生息や行動の把握等の情報を共有する。

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体又は残滓は、関係法令を遵守し、焼却又は埋設等の処分を行う。

８．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

江別市鳥獣被害防止対策協議会において被害状況等の情報を共有し、被害防止のための合意形成を図り、関係機関が連携して鳥獣被害防止に努めることとする。銃器を使用して有害鳥獣を捕獲するにあたっては、狩猟に関する関係法令の順守と安全確認を徹底することとし、狩猟事故の防止に努めるものとする。

江別市鳥獣被害連絡体制

目 撃 者 等

夜間・休日 382－4141（当直室）

【江別警察署】
交通課
TEL 382-0110
FAX 382-0110

【江別市役所】
経済部農業振興課
TEL 381-1025
FAX 381-1072

生活環境部環境課
TEL 381-1046
FAX 382-7240

【江別市役所】
総務部総務課危機対策・防災担当
TEL 381-1407
FAX 381-1070
企画政策部広報広聴課
TEL 381-1009
FAX 381-1070

江別市鳥獣被害防止対策協議会

【北海道猟友会】
江別支部
TEL 389-7891
FAX 389-7891
【道央農業協同組合江別営農センター】
営農振興課
TEL　382-4114
FAX　384-4522

関係機関

【酪農学園大学】
狩猟管理学研究室
TEL 388-4861
FAX 388-4861

【石狩農業改良普及センター】
TEL 0123-36-8083
FAX 0123-36-5067

【石狩振興局】
産業振興部農務課
TEL 204-5844
FAX 232-1157

保健環境部環境生活課
TEL 204-5824
FAX 232-1156